

平成16年6月2日

平成16年度 労働政策に関するアンケート調査結果

裁量労働制の労働時間規制「適用除外」を望む声多数

東京商工会議所(山口信夫会頭)は、会員企業が当面する雇用・労務政策上の課題、労働行政への要望事項を把握するため、標記調査を実施した。

調査期間は、平成16年4月30日～5月20日。調査票の送付、回収ともに郵送による。会員企業3,000社を対象とし、回答企業は733社(回収率24.4%)。

主な調査結果は以下の通り。

人員過不足状況 若い世代ほど不足、50歳代は過剰(質問2/p.4、5)

年代別にみた人員過不足状況は、「不足」・「やや不足」の合計が20歳代では64.4%、30歳台では46.1%と高い水準だが、50歳代では2.4%に留まった。反面、「やや過剰」「過剰」の合計は、20歳代で2.3%、30歳代で8.5%であるのに対し、50歳代で63.7%に達し、若い世代ほど人員が不足し、中高年には過剰感が強いことがわかる。全社的に見た場合、「適正」とする企業が半数近い(47.3%、DI 0.1)ことから、中高年層の人員の厚さから、若い世代を採りたくても採れない企業の実情が伺える。

職制・職種別では、不足感が強いのは技術・研究職と営業・販売職、最も過剰感が強いのは管理職となった。

裁量労働制の労働時間規制「適用除外」を望む声多数(質問3(2)/p.6、7)

現在「みなし労働時間制」をとっている裁量労働制の今後の労働時間規制のあり方については、『早急に管理監督者と同様「適用除外」とすべき』が20.1%(147社)、『将来的には管理監督者と同様「適用除外」とすべき』が37.2%(273社)となり、労働時間規制の適用除外を求める企業は57.3%に達した。政府は、既に適用除外方式について検討することを決定しているが、迅速な対応が望まれる。

高齢者雇用「基準に該当者する者のみを継続雇用」が多数(質問6(1)(2)/p.9)

今国会提出の高齢法改正法案が施行された場合の対応は、『労使協定(就労規則)により継続雇用制度の対象者の基準を定め、基準に該当する希望者のみを継続雇用する』が62.8%(460社)と多数を占めた。継続雇用を法制化すれば、若年者の採用を抑制せざるを得ないとの声もあり、企業の若年者不足(質問2)は一層加速する恐れがある。

【お問合せ先】東京商工会議所 産業政策部 労働担当(安藤・梅津)

TEL.(03)3283 7631、7632 FAX(03)3213-8716